

佐用町平福地区

歴史的景観形成地区
及び景観形成重点区域

景観ガイドライン



兵庫県

はじめに

佐用町平福地区は、慶長5～10（1600～1605）年に城下町として町割りなどの基本的な都市計画がなされた町です。

その後、旧因幡街道の宿場町となり、「大原夜で出て 釜坂超えて 華の平福朝馳けに」と里謡（さとうた）にうたわれるほどに繁栄しました。

利神山の山頂付近に残る山城の石垣や麓の平城の遺構は城下町時代の名残であり、また、播州系と作州系の町家が入り交じる町並みや佐用川の水面に映る川座敷や土蔵群には、かつて宿場町として栄えた平福をみることができます。

多くの地域で時代の流れとともに伝統的な町並みが失われていく中で、佐用町では昭和58年に歴史的環境保存条例が制定され、地域と行政が町並みの保存・継承に取り組んできた結果、今なお伝統的な町家が数多く残っています。

このたび兵庫県は、本地区における景観まちづくりを支援するために、「景観の形成等に関する条例」に基づく景観形成地区及び景観形成重点区域の指定を行い、これまでの歴史文化を継承した景観を保存していくための景観形成基準及び景観形成重点基準を定めています。

このガイドラインでは、本地区の景観まちづくりや景観形成基準等の基本的な考え方について解説し、その工夫の仕方について提案しています。

これからの魅力あるまちづくりにご活用いただければ幸いです。

目次

1 佐用町の概要	1	6 景観形成の考え方	14
2 佐用町平福地区の概要	3	7 町家の意匠	20
3 景観形成の基本方針	6	8 景観形成支援事業	22
4 景観形成基準等	9	9 届出の手續	24
5 町家修景指針(伝統的な平福の町家のお手本)	12		

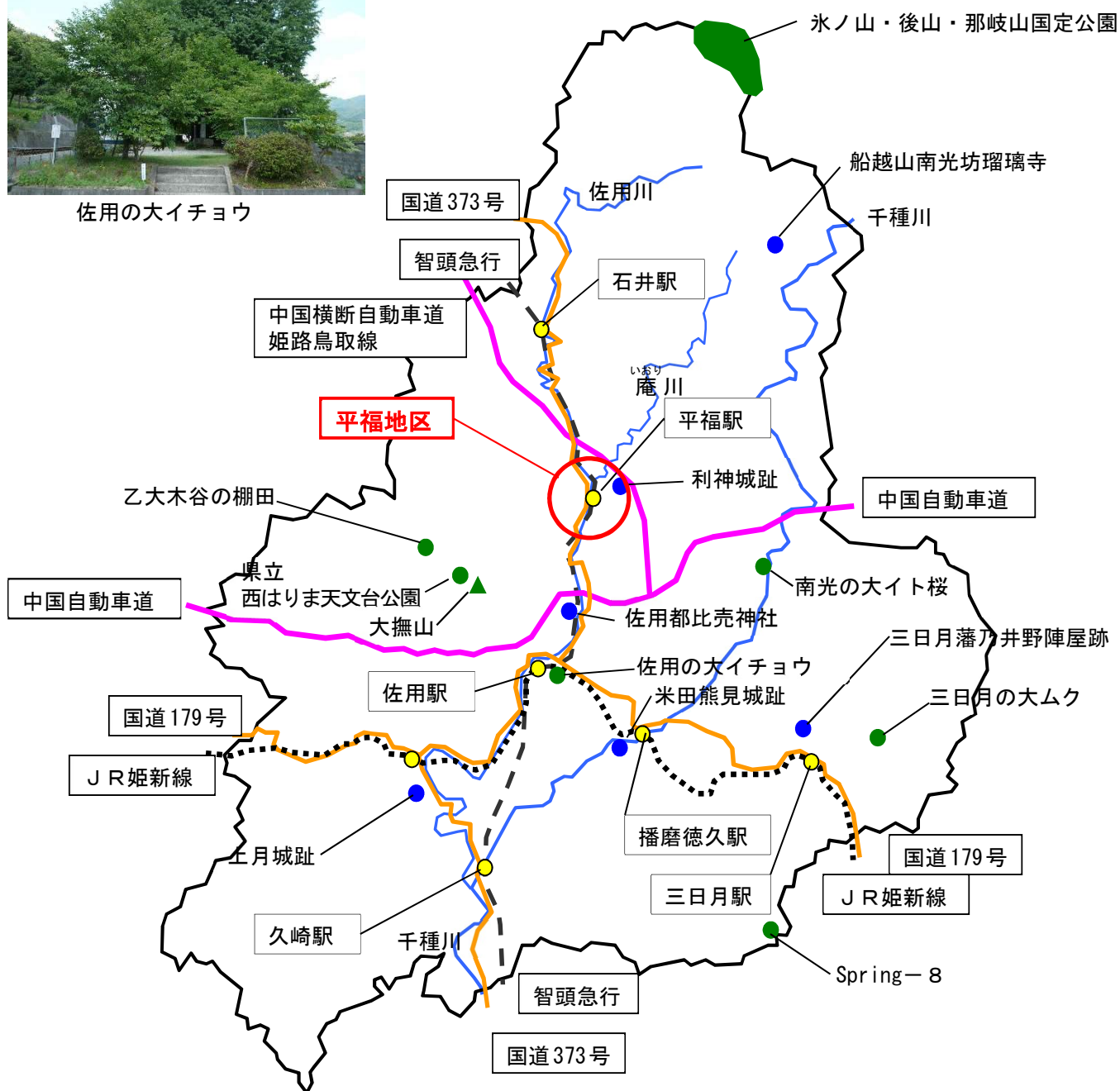


(3) 自然資源

佐用町は氷ノ山・後山・那岐山^{うしろやま なぎさん}国定公園の一角に位置する中山間地域で、全国名水百選に選ばれた清流「千種川」やその支流の佐用川などが南北に流れています。緑豊かで清らかな水辺空間にはホタルやメダカが生息し、大撫山^{おおなでやま}の山頂から眺める霧海や夜空に瞬く満天の星など自然の織り成す美しい環境を有しています。また、日本の棚田百選に選定されている乙大木谷^{おつおおきだに}の棚田、全国農村景観百選に選定されている南光地域のひまわり畑など、美しい田園景観が広がります。樹齢千年といわれる佐用の大イチョウ、樹齢 300 年といわれる南光の大イト桜や樹齢 800 年の三日月の大ムクは県の天然記念物に指定され、大切に保存されています。



佐用の大イチョウ



(1) 歴史的概況

平福は播磨の西を流れる千種川の支流佐用川中流域に位置する山間の集落で、佐用川に沿って南北に走る街道の両側約 1.2km にわたって町家が並んでいます。

平福が歴史に現れるのは 14 世紀の半ばで、地域の豪族であった別所氏が比良福利神城を築き、移り住んだと伝わっています。因幡街道に面した利神城は経済上、軍事上きわめて重要であり、平福は豪族屋敷村として形成されたと考えられます。

関ヶ原の合戦後、播磨国 52 万石を与えられた池田輝政は領内を統治するために六支城を置きましたが、その一つが平福の利神城で、甥の池田由之を派遣し、佐用郡内を治めさせることになりました。その年、佐用平福に赴いた由之は近世城下町の建設にとりかかり、別所時代の砦に修造を加えて、山頂に三層の天守を築き、山裾の佐用川と庵川に囲まれた地に武家の屋敷地を配備し、川向かいの街道に沿って町人地を建設しています。

その後、寛永 8 (1631) 年に城主が転封し 25 年間の城下町としての歴史を閉じることになりました。

後に在郷町となっていた平福は、時期は明らかではありませんが、鳥取藩の専用本陣を置く宿場町となりました。

利神城は山城と平城の城趾が残るのみとなっており、武家屋敷地であった地域は現在、農地となっていますが、近世城下町時代に形成された町人地はその頃に形成された形で残っています。

このように、城下町として都市計画がなされ、後に宿場町として建物が更新された経緯から、その両方の景観を有する町並みが平福の特徴となっています。

(2) 景観資源

① 利神城の遺構

貞和 5 (1349) 年に赤松一族の別所敦範が利神山に山城を築きました。慶長 5 (1600) 年関ヶ原の戦いのあと、播磨 52 万石の領主池田輝政の甥、池田出羽守由之が平福領 2 万 3 千 3 百石の領主となり、利神山上に 5 年の歳月をかけて広大な城郭を造営しました。

利神山上の三層の楼閣は、あたかも雲を衝くがごとき威容から「雲突城(うんとつじょう)」と呼ばれました。現在は、山頂に本丸、二の丸、大坂丸などの石垣群が昔の姿をしのばせています。

② 御殿屋敷跡と武家屋敷群

池田出羽守由之は利神山頂上に城郭を造営するとともに、山麓には御殿屋敷、武家屋敷を配し、さらに、街道沿いに町人地を設けて、城下町を建設しました。御殿屋敷は東は利神城、西は佐用川で画し、北と南には石垣を築き、南側には「水ホリ」と枳形をもつ門を設置するという城塞の形式で造営されています。現在も石垣や土塁の一部が残っています。



利神城趾



利神山麓の遺構

③宿場町の町並み

平福は城下町として町並みが形成されましたが、25年でその用を終えました。その後、鳥取池田藩の陣屋が造られ、因幡街道随一の宿場町となります。播磨にありながら作州寄りに位置していたため、播州系の意匠をもつ町家と作州系の意匠をもつ町家が混在するという特徴的な景観を形成しています。

④川端風景

平福地区では多くの井戸の水が鉄分を含み、飲料や洗濯に適さなかったため、佐用川から生活用水を取水するための水路と街道の裏側に排水路が整備されていました。生活用水を取水しやすい川端に裕福な町家が並び、佐用川に面した石垣とその上に建てられた川座敷と土蔵群が佐用川の川面に映るといった特徴的な景観が形成されています。

⑤本陣跡

鳥取池田藩の陣屋跡には平成8年に陣屋門をイメージした木造本瓦葺きの建物が整備されています。白壁の門や回廊形式の塀を設け、庭園には休憩用のベンチも配置しています。



本陣跡

⑥牢屋敷跡(平福郷土館)

江戸時代の町家の代表的な建築様式を再現した資料館です。大屋根の煙出し、くぐり戸のついた吊り上げ大戸、葬式の際の出棺にだけ使う出口などの特徴があります。館内には、宿場を支えてきた商家の商い道具や民具類、利神城ゆかりの品々を展示しています。

⑦陣屋門代官所跡

徳川時代には、城を持たない小大名や旗本などが、その領地を統治するための拠点とした屋敷などを陣屋と呼び、その入り口に造った門を陣屋門といいました。平福は、利神城廃城後、松平氏5千石の旗本領で代官支配となります。今の陣屋門は、元治元(1864)年に代官・佐々木平八郎が建築したものです。



陣屋門代官所跡

⑧六地藏・刑場跡

平福の南に位置する金倉橋西の一带は、江戸時代の平福藩刑場跡として伝えられており、六地藏はその供養のために建てられたものと思われます。同所に元禄9(1696)年に建てられた南無阿弥陀仏の念仏碑があることから、同時期のものと推測されます。

⑨宮本武蔵初決闘の場

慶長元(1596)年、佐用町の因幡街道沿いに栄えた宿場町平福の金倉橋のたもとで、剣豪武蔵は13歳のとき新当流の達人有馬喜兵衛に初勝負をいどみ一刀のもとに倒したと言われています。

⑩寺院・神社

城下町時代以前に創建された光勝寺、正覚寺をはじめ宿場町時代の絵図に現れている光明寺、きょうがんじ りょうせいじ教岸寺、了清寺の寺院と、絵図に現れているすさのおのみことじんじや素盞鳴尊神社、天満宮の神社が今日までその姿を伝えています。

⑪景観形成重要建造物等

佐用町平福地区では、県の景観の形成等に関する条例に基づき、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建築物や樹木を指定する「景観形成重要建造物」を4件指定しています。



前川家住宅、瓜生原恒男家住宅、
瓜生原二郎家住宅



たつ乃屋本店

(3)ひょうごの景観ビューポイント 150 選

ビューポイント（視点場）は、地域の景観の魅力を地区内外の多くの人々に知ってもらう上で重要な場所であり、平成 30 年に「ひょうごの景観ビューポイント 150 選」として選定しました。

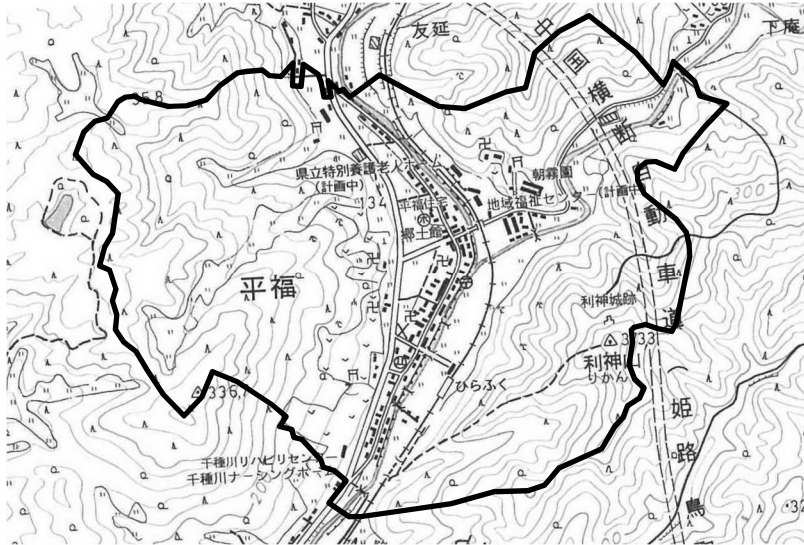
佐用町平福地区では、川座敷や土蔵群が建ち並ぶ川端風景が選ばれています。

<p>〈ビューポイント〉 平福の天神橋 〈見える景観〉 宿場町平福の川端風景</p>	<p>ビューポイント150 検索</p> 
<p>■ビューポイント〈VIEW POINT〉</p> <p>平福の天神橋は、智頭急行平福駅から南西に徒歩約 3 分のところにある長さ 28.5m の橋です。平成 13 年に周辺の歴史的なまちなみに配慮した外観で架け替えられ、平成 21 年の台風 9 号災害により改修される際も同様の配慮がされました。</p> <p>■見える景観〈VIEW〉</p> <p>平福は、慶長 6～10 年に池田由之による利神城の築城にあわせ、城下町として計画的に造られた町で、佐用川を外堀に見立て、東側に武家屋敷、西側に町人居住地が造られました。江戸時代には、播磨と因幡を結ぶ因幡街道の宿場町として栄え、播州系と作州系の町家が入り交じるまちなみや佐用川の水面に映る川座敷や土蔵群には、かつて宿場町として栄えた平福を見ることができます。</p> <p>平福では地下水に鉄分が多く、飲料水は専ら川水に頼っていました。各建物には佐用川に下りる川門が設けられ、佐用川が生活の場として活用されたことから、表（旧街道側）と裏（川側）の 2 つのまちなみが形成されています。</p> <p>川側の土蔵群の多くは消失していますが、唯一この天神橋から川面に映る昔ながらの土蔵群の風景を見ることができます。土蔵群は、北から順に「瓜生原二郎家住宅」、「瓜生原恒夫家住宅」、「前川家住宅」となっており、いずれも平成 18 年に県景観条例に基づく「景観形成重要建造物」に指定されています。</p> <p>多くの地域で時代の流れとともに伝統的なまちなみが失われていく中で、昭和 58 年に佐用町が歴史的景観保存条例を制定して以降、住民と行政が協力してまちなみ保存に努めてきました。今なお伝統的な町家が数多く残ることから、平成 23 年には、県景観条例に基づく「景観形成地区」に指定されました。</p> <p>昭和 61 年に「ひょうごの風景 100 選」に選定され、平成 15 年には、「私の好きな兵庫の風景 100 選」に選定されています。</p>	 <p>ビューポイント〈VIEW POINT〉</p>  <p>見える景観〈VIEW〉</p>

(資料：「ひょうごの景観ビューポイント 150 選」)

(1) 景観形成地区の設定

佐用町は昭和 58 年に「歴史的環境保存条例」を制定し、平福地区の景観形成に努めてきました。これまで町で進めてきた景観形成の取り組みを尊重して、同条例と同じ範囲を歴史的景観形成地区に設定しています。



(2) 景観形成ゾーンと景観通りの設定

景観形成ゾーンや通りの設定については、「平福は城下町と宿場町との2つの時代をきた町」であること、そして、「これらの遺構群を読みつないでいくことで、2つの時代の町のかたちを思い起こすことができる」ことから、こうした町のかたちを残していくために、それぞれの区域にあった景観上の配慮を求めています。

① 宿場町の景観の維持・保存

宿場町としての景観を最も良くとどめているのは街道沿いです。街道に沿って形成された町の範囲を「町家景観形成ゾーン」、旧街道等主要な通り沿いに「町家景観通り」を設定し、この町の特徴である播州系と作州系の町家の意匠を守るための基準を策定しています。また、基準とは別に伝統的な平福の町家の基調として、それぞれの町家修景指針を示すこととしました。

② 川端風景の維持・保存

佐用川沿いの石垣と川座敷や土蔵群が川面に映る姿は平福で最も有名な景観となっています。この景観を守るために「川端景観通り」を設定しました。

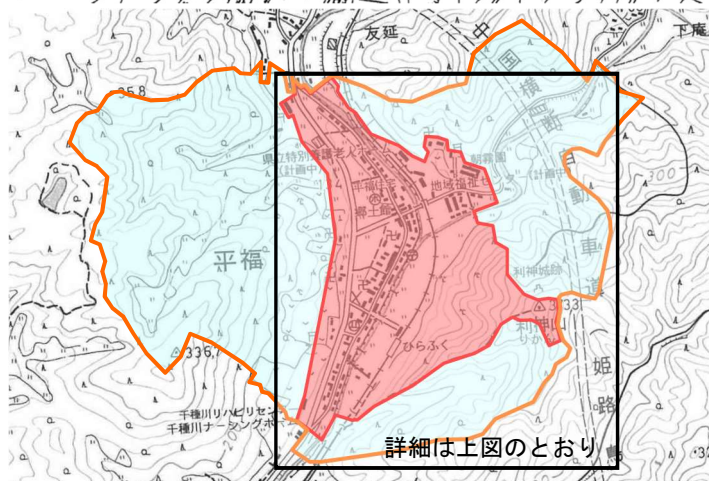
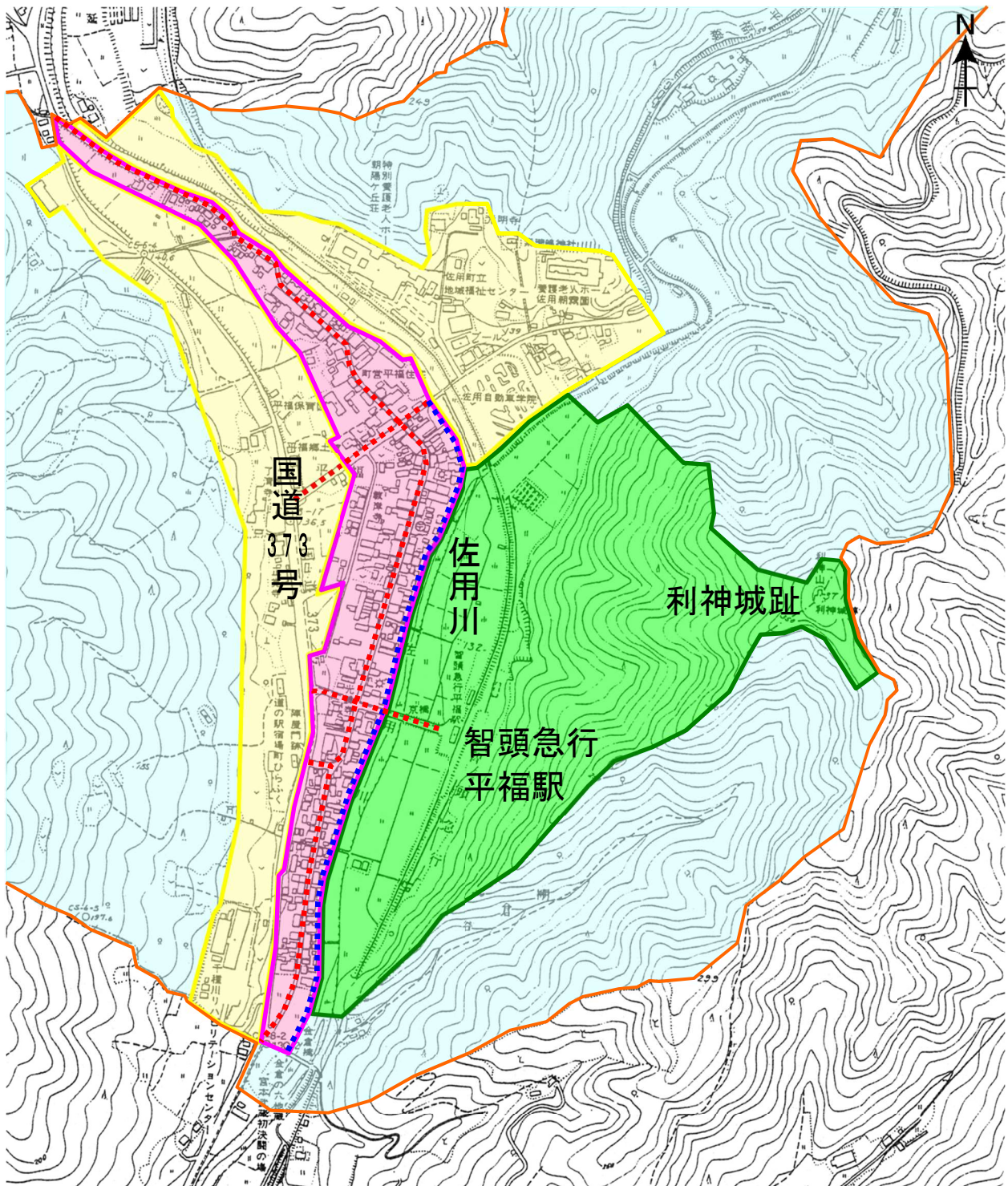
③ 利山城趾の景観の維持・保存

城下町としての平福の町のかたちが最もよく残されているのが佐用川左岸から利神山にかけての遺構群です。この風景を守るために「利山城趾ゾーン」を設定しました。

④ 周辺景観との調和

「町家景観形成ゾーン」の周辺に「町家周辺ゾーン」を設定し、景観形成地区内外の急激な変化を緩和するとともに、地区内の山林部分に「山麓景観形成ゾーン」を設定し、植栽等の基準を定めることにより、佐用川から眺めた山麓の緑の景観を守ります。

(3) 佐用町平福地区歴史的景観形成地区区域図



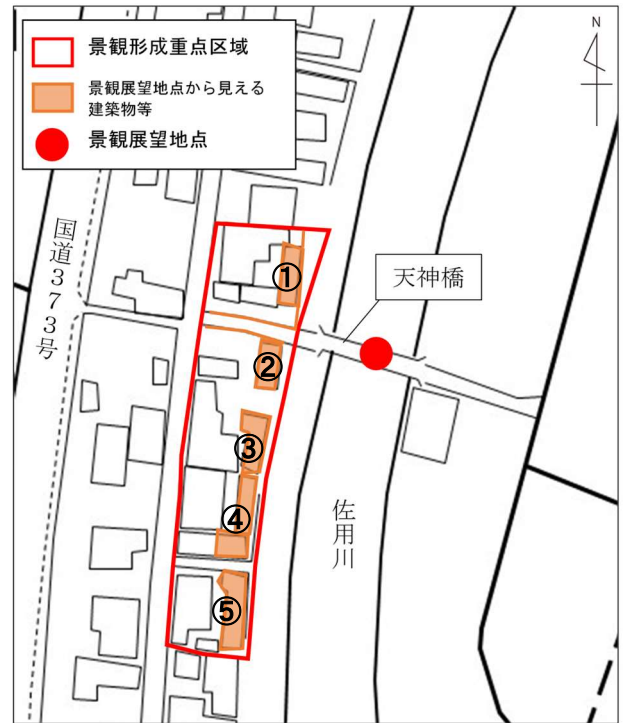
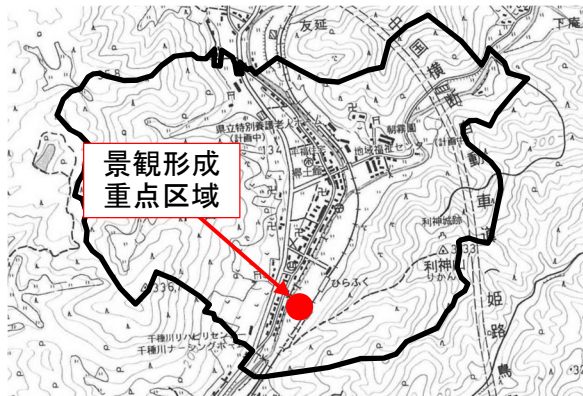
凡例	
	景観形成地区の範囲
	町家周辺ゾーン
	町家景観形成ゾーン
	町家景観通り
	川端景観通り
	利神城趾ゾーン
	山麓景観形成ゾーン

(4) 景観形成重点区域の設定

○景観形成重点区域の指定について

景観形成地区内において、佐用川に架かる天神橋周辺は野面積みの石垣が残り、伝統的な土蔵群と川座敷が連なる町並みとなっていることから、特に景観の形成を図る必要がある景観形成重点区域に指定しています。

また、佐用川に架かる天神橋上を同区域の優れた景観を展望することができる地点（景観展望地点）とし、そこから見える建築物等の景観を積極的に保全し、次世代へ継承していくことを目指します。



○景観展望地点について

景観形成重点区域では、「重点区域全域」にかかる基準のほか、「景観展望地点から見える建築物等」にかかる基準を設定しています。

景観展望地点から見える建築物等については、以下のとおりとします。



景観展望地点から見える建築物等



①住宅



②住宅



③瓜生原二郎家住宅



④瓜生原恒男家住宅



⑤前川家住宅

4

景観形成基準等

(1) 景観形成基準基準

① 建築物等に関する基準

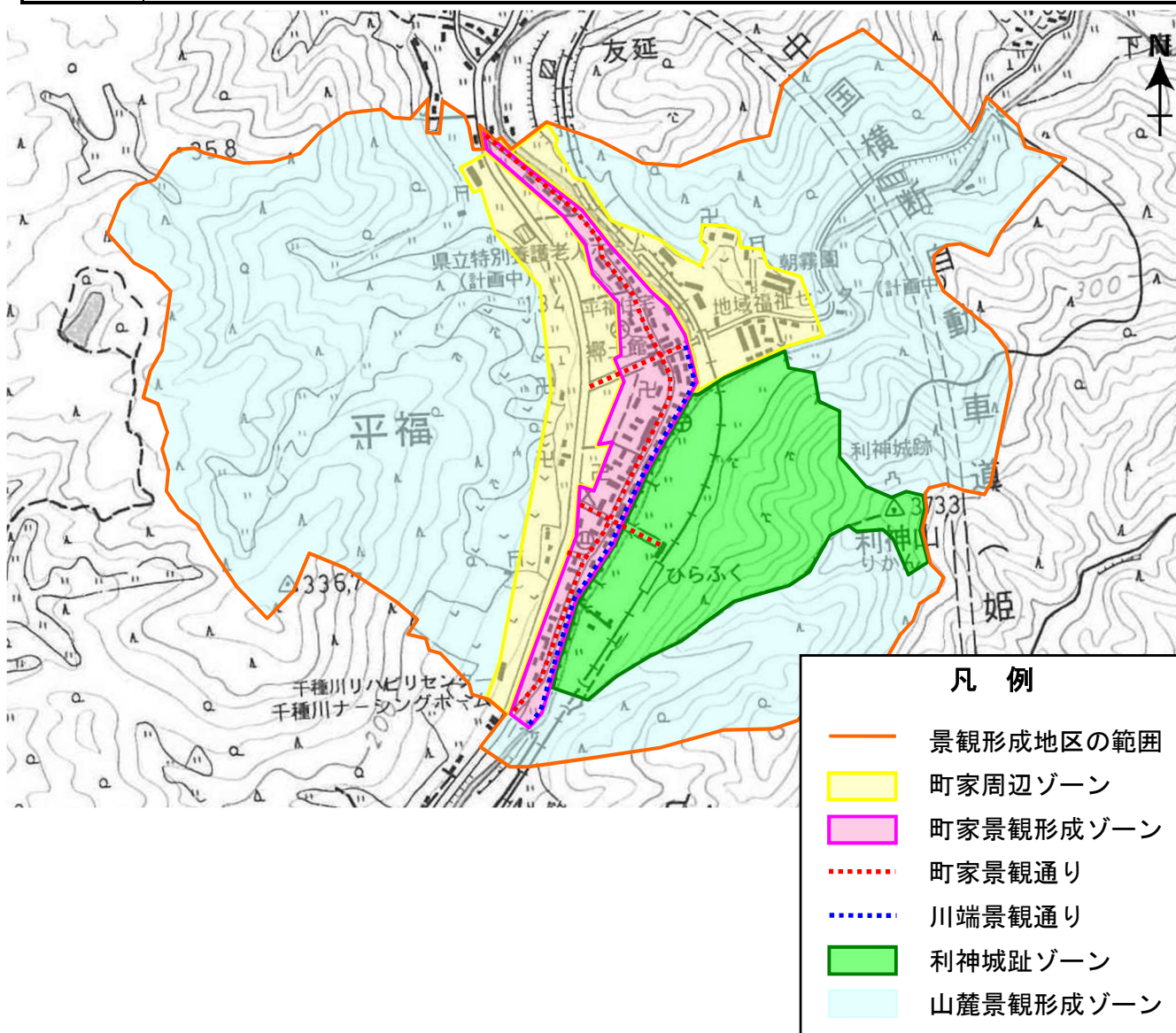
区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
指定区域 全域 (町家周辺 ゾーン)	高さ	・階数は3階以下とする。	・周囲に与える突出感、違和感を軽減するような意匠とする。 ・基調となる色彩は、建築物の基準に準ずる。
	屋根	・和風を基調とする切妻、入母屋又は寄棟の勾配屋根とする。 ・黒ないし灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。全色相、明度6以下、彩度0.5以下又は明度6以下の無彩色とする。	
	外壁	・白ないし灰色又は茶系統の落ち着いた色彩とする。色相はY R (橙)系、及びY (黄)系の5 Yまでとし、明度8以下、彩度3以下又は無彩色とする。	
	外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた落ち着いた色彩とする。	
	建築設備等	・空調機(室外機、ダクト類等)は、できるだけ通りから見えにくいように設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、できるだけ目立たない意匠及び色彩とし外部から見えにくいように設置する。	
	掲出物	・できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩に配慮する。	
町家景観 形成ゾーン	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する建物の壁面に揃える。 ・やむを得ず通り(町家景観通り・川端景観通りに限る)に面して空地を設ける場合は、門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないように努める。	
	建具	・茶褐色系統の色彩とする。	
町家景観 通り		・当地区は播州系と作州系の意匠が混在していることが特徴となっていることから、別に定める町家修景指針(12ページ参照)のいずれかを基調とした意匠とし、伝統的な意匠の保存に努める。	
	高さ	・階数は2階以下とする。やむを得ず3階とする場合は、3階の壁面を後退させ、通りから見えにくいようにする。	
	屋根 ・庇	・屋根は、和瓦葺きで切妻平入りとし、屋根勾配を伝統的な周辺の建物に合わせる。 ・1階には軒の出が十分な下屋又は庇を設ける。下屋又は庇は、和瓦葺きとし、軒先の位置と勾配を伝統的な周囲の建物に合わせる。	
	外壁	・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗り又はこれに類するものとする。なお、作州系の意匠とする場合は2階の腰部分はなまこ壁とする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼板張り、漆喰塗り又はこれらに類するものとする。 ・木材に保護塗装を施す場合は、その素地の色を活かした塗装とする。	
	建具	・通りに面する部分の窓、格子等は平福の伝統的な様式を基調とした意匠とする。 ・建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。	
	外構	・門、塀の仕上げは、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗り、和瓦葺きとする意匠を基調とする。	
	建築設備等	・やむを得ず、空調機等を通りに面して設置する場合は、意匠及び色彩に十分配慮した目隠しをする。	
川端景観 通り		・佐用川の水面に映る川座敷と土蔵群の景観の維持に努める。	
	高さ	・階数は2階以下とする。	
	屋根	・屋根は切妻又は入母屋の勾配屋根とし、和瓦葺きとする。	
	外壁	・土壁、板張り、漆喰塗り等とする。	
	建具	・建具は木製とすることが望ましいが、アルミサッシを用いる場合は黒色又は暗褐色とする。	
	外構	・門、塀の仕上げは、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗り、和瓦葺きとする意匠を基調とする。 ・野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理に努める。	

区域	項目	景観形成基準	
		建築物	工作物
利神城趾ゾーン		・佐用川右岸から利神城趾を望む景観の維持に努める。	・利神城趾（山城及び平城）の石垣等遺構の保存及び維持管理に努める。
	植栽	・建物及び擁壁の前面（川側）に、周辺の植生になじんだ樹種の中高木の植栽を施すとともに、樹木の保存に努める。	
山麓景観形成ゾーン	植栽	・建物及び擁壁の前面（川側）に、周辺の植生になじんだ樹種の中高木の植栽を施すとともに、樹木の保存に努める。	

※ 利神城趾ゾーンには佐用町指定文化財「利神城趾」の区域が含まれます。現状を改変する場合は佐用町文化財保護条例に基づき許可が必要な場合があります。

②自動販売機に関する基準

項目	景観形成基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める。
意匠	・企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る。
その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料等の囲いや覆いを設けるなど修景に努める。



(2) 景観形成重点基準

① 建築物等に関する基準

区域	項目	景観形成重点基準		
		建築物（注）	工作物	
重点区域全域		・「佐用町平福地区景観形成地区景観形成基準」で定める町家修景指針を基調とした意匠とし、伝統的な意匠を保存する。	<ul style="list-style-type: none"> ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「佐用町平福地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根」の基準に準じる。 	
	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、隣接する建物の壁面に揃える。		
	高さ	・階数は2階以下とする。		
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗りとする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗りとする。 ・ただし、現況が土壁の部分はその仕上げを優先する。 		
	建具	・建具は木製とする。		
	外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた材料、色彩とする。		
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機は、景観展望地点から見えない位置に設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、景観展望地点から見えない位置に設置する。 		
	掲出物	・景観展望地点から見える位置に掲出物は設置しない。		
	景観展望地点から見える建築物等			・佐用川の水面に映る川座敷と土蔵群の景観を維持する。
		壁面の位置		<ul style="list-style-type: none"> ・佐用川に面する壁面の位置は、石垣及び隣接する建物の壁面に揃える。 ・門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないようにする。
外壁		・土壁、板張り、漆喰塗りとする。		
外構		・野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理を行う。		

注 表に定めのない基準については、佐用町平福地区歴史的景観形成地区の景観形成基準に準じる。

② 自動販売機に関する基準

項目	景観形成重点基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料、色彩の囲いや覆いを設けるなど修景を図る。

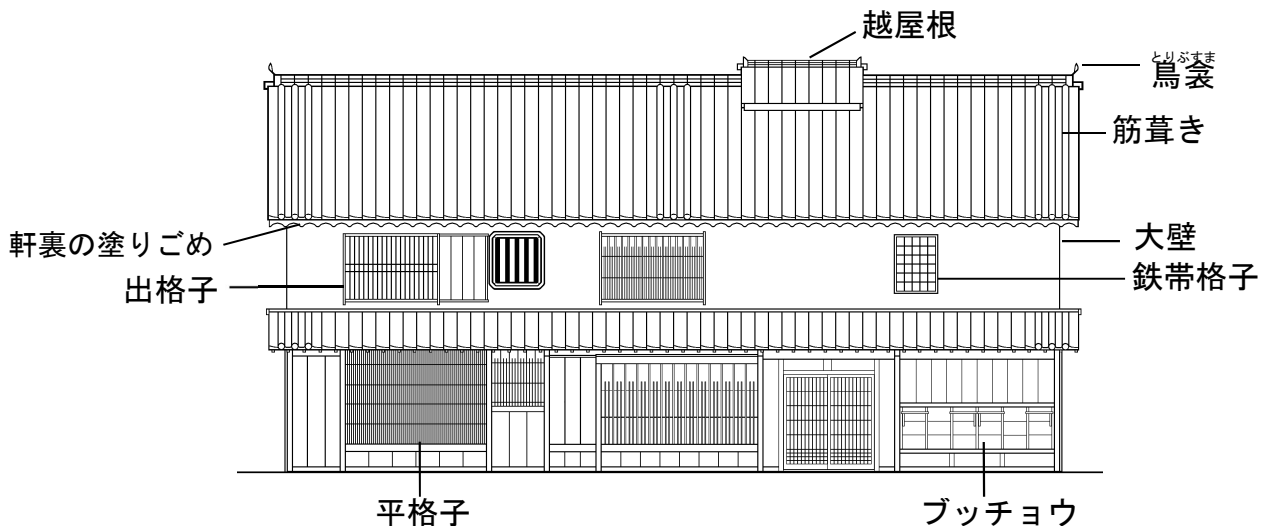
平福の町家の景観は播州系と作州系の意匠の町家が混在していることに特徴があります。町家修景指針は、それぞれの町家の特徴を明らかにし、修景の参考とするために示しています。

(1) 播州系町家の指針

屋根	形式 勾配 材料 軒裏	切妻平入りを原則とするが、従前 ^(※1) の意匠を尊重する。 4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかの勾配とし、周囲の建物に調和したものとする。 和瓦で棧瓦葺(筋葺も可)または本瓦葺とし、従前 ^(※1) の意匠を尊重する。 2階壁面が大壁の場合は壁と同じ仕上げで塗りごめ、真壁の場合は塗りごめない。
下屋	勾配 材料 軒裏 幕掛け ^(※2) 持ち送り	4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかの勾配とし、周囲の建物に調和したものとする。 和瓦で棧瓦葺(筋葺も可)とする。 野地板・たるきを見せること。 伝統的な商家のおもかげがあり、つけた方がふさわしい場合はつける。 持ち送りをを用いる場合は従前 ^(※1) の意匠を尊重する。
壁面	2階壁 2階腰 袖卯建 1階壁 1階腰 格子の縁下 ブッチョウ ^(※2)	ツシ2階 ^(※2) の場合は大壁、本2階で階高が高い場合は真壁で漆喰仕上げを原則とする。 壁の仕上げと同じ仕上げにする。 つけない。 真壁を原則とし、漆喰仕上げとする。 堅羽目板張りとする。 さらさら子下見板張り、堅羽目板張り、または一枚板のはめ込みとする。 伝統的な商家のおもかげがあり、つけた方がふさわしい場合はつける。
開口部	2階窓 1階窓 出入口 建具 格子	ツシ2階 ^(※2) 部分は虫籠窓、その他の部分は格子窓を原則とする。 格子窓を原則とする。 木製建具を原則とする。 木製建具を原則とする。 面格子は用いない。
その他	とい 用水溝の蓋 設備機器	黒または濃い茶色で仕上げること。 蓋がけは最小限にし、できるだけ水の流が見えるようにすること。 道路側に露出させないこと。

(※1) 既存建物の改修等でない場合は、地区内の実例を参考に意匠を決定する。

(※2) 用語の説明は20ページです。

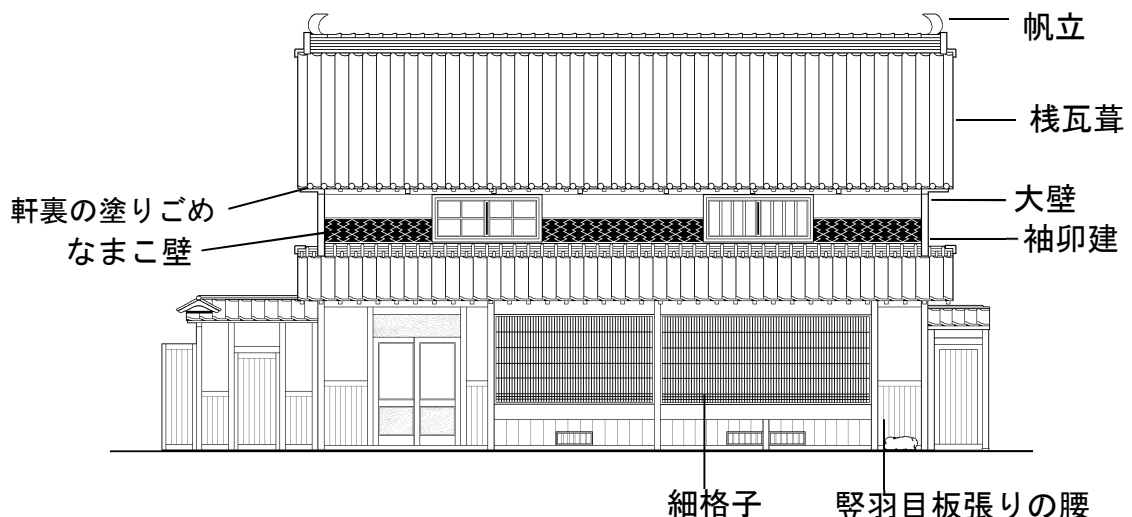


(2) 作州系町家の指針

屋根	形式 勾配 材料 軒裏	切妻平入りを原則とするが、従前 ^(※1) の意匠を尊重する。 4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかの勾配とし、周囲の建物に調和したものとする。 和瓦で棧瓦葺(筋葺も可)または本瓦葺とし、従前 ^(※1) の意匠を尊重する。 2階壁面が大壁の場合は壁と同じ仕上げでたるきの形を出して角形に塗りごめ、真壁の場合は袖卯建より外側は塗りごめて他は塗りごめない。
下屋	勾配 材料 軒裏 幕掛け ^(※2) 持ち送り	4寸5分、5寸、5寸5分のいずれかの勾配とし、周囲の建物に調和したものとする。 和瓦で棧瓦葺(筋葺も可)とする。 野地板・たるきを見せること。 伝統的な商家のおもかげがあり、つけた方がふさわしい場合はつける。 つけない。
壁面	2階壁 2階腰 袖卯建 1階壁 1階腰 格子の縁下 ブッチョウ ^(※2)	大壁または真壁とし、漆喰仕上げとする。 なまこ壁をつける。意匠は従前 ^(※1) のものを尊重する。 つけること。意匠は従前 ^(※1) のものを尊重する。 真壁を原則とし、漆喰仕上げとする。 堅羽目板張りとする。 出格子の場合は、板を張らないこと。平格子の場合は、堅羽目板張りまたは一枚板をはめ込むこと。 伝統的な商家のおもかげがあり、つけた方がふさわしい場合はつける。
開口部	2階窓 1階窓 出入口 建具 格子	ツシ2階 ^(※2) 部分は虫籠窓、その他の部分は従前 ^(※) の意匠を尊重する。 格子窓を原則とする。 木製建具を原則とする。 木製建具を原則とする。 面格子は用いない。
その他	とい 用水溝の蓋 設備機器	黒または濃い茶色で仕上げること。 蓋がけは最小限にし、できるだけ水の流が見えるようにすること。 道路側に露出させないこと。

(※1) 既存建物の改修等でない場合は、地区内の実例を参考に意匠を決定する。

(※2) 用語の説明は20ページです。



6

景観形成の考え方

ゾーンや通りごとの景観形成基準について、区域ごとに基本的な考え方をまとめています。

(1) 指定区域全域（町家周辺ゾーン）〔景観形成地区全域が対象となる基準〕

このゾーンは平福の歴史的景観の中心である町家景観形成ゾーン（次ページ参照）を包み込むように設定しています。主に建物の形態と色彩に係る緩やかな基準が設けられています。

景観形成地区内全域の共通基準でもあります。



(2) 町家景観形成ゾーン

このゾーンは町家形式の建築物が多く残る範囲となっています。平福の歴史的景観を守るために重要な区域となっています。

ゾーン内の多くの敷地は、町家景観通りと川端景観通りに面しており、その面についてはそれぞれの項目で説明する景観への配慮が必要となります。



※1 新築や改築の場合、写真のようにできるだけ軒先位置を敷地境界近くにする事で、極力壁面後退を避けて下さい。

※2 基準では、町家景観通りと川端景観通りに面した場合のみですが、その他の道路沿いも同様の配慮をするとよりよい景観となります

※3 空地に塀を設ける場合は、町家景観通り・川端景観通りの基準の他、板塀等周辺との連続性を乱さない仕様による配慮も可能です

(3) 町家景観通り

旧因幡街道の宿場町の中でも、播州系と作州系の町家が混在するという特徴ある景観を維持するために、景観形成基準として仕上材料の仕様まで定めています。播州系と作州系の固有の意匠を継承していくことが重要ですので、それぞれのデザイン・意匠を別途、町家修景指針として示しています。



高さは2階以下、やむを得ず3階とする場合は3階壁面を後退する

和瓦葺き、切妻平入りの屋根
勾配は周辺の伝統的な建物にあわせる

通りから見える妻壁は焼板張り、漆喰塗り

和瓦葺きで十分な長さの下屋、庇を設ける
軒先の位置、勾配は周辺の伝統的な建物にあわせる

和瓦葺き、腰部分は板張り、上部は真壁漆喰塗りの
門塀

伝統的な意匠の木製建具、やむを得ずアルミサッシ
とする場合は黒または暗褐色

建築設備を通りに面して設置する場合は、意匠、色
彩に配慮した目隠しを設ける

1階腰部分は板張り、上部は漆喰塗り等の外壁
作州系町家の場合は2階腰部分になまこ壁を設
置する¹⁾

(4) 川端景観通り

佐用川沿いの石垣と川座敷や土蔵群が川面に映る景観は、平福の象徴的な景観となっています。佐用川からの眺めを守るために屋根や外壁の仕上げの仕様を基準に定めるとともに、石垣の保存も求めています。



高さは2階以下
和瓦葺き、切妻または入母屋の屋根

外壁仕上げは土壁、板張り、漆喰塗り等

木製建具、やむを得ずアルミサッシの場合
は黒または暗褐色

野面積みの石垣の保存と維持管理に努める

門塀を設ける場合は、和瓦葺き、腰部分は
板張り、上部は真壁漆喰塗りとする

(5) 利神城趾ゾーン

利神城趾ゾーンには、山麓景観形成ゾーンと同じく佐用川からの山林の風景に溶け込み、なじむように、建築物等の川側に中高木の植栽を求める基準を設けています。また、利神山の山頂や山麓に残る利神城の遺構の保存を求めています。



建築物等の基準は町家
周辺ゾーンと同じ

川側に周辺の植生に馴染んだ樹種の中高木の
植栽を施し、樹木の保
存に努める

石垣等遺構の保存及び
維持管理に努める

(6) 山麓景観形成ゾーン

このゾーンは主として山の斜面部分を指定しています。建築物等は町家周辺ゾーンと同基準となっていますが、佐用川からの山林の風景を大切にし、建物が山腹にむき出しにならないように、建築物等の川側に中高木の植栽を求めています。



建築物等の基準は町家
周辺ゾーンと同じ

川側に周辺の植生に馴染んだ樹種の中高木の
植栽を施し、樹木の保
存に努める

(7) 自動販売機の基準

自動販売機の設置は、景観上大きな阻害要因になります。自動販売機はなるべく景観形成地区内に設置されないことが望ましいのですが、利便設備として必要な場合、周囲の景観に配慮して設置されるように、景観形成基準に定めています。



企業名、商品名等広告を極力控えるなど、周辺景観との調和を図る
建築物に付帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とし、それ以外の場合はけばけばしくないものとし、周辺景観との調和を図る

道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しないように努める



周辺景観との調和に配慮した囲いによる修景の例

(8) 景観形成重点区域の基準

景観形成重点区域内は、特に景観の形成を図る必要があるため、景観形成基準に加えて、以下の景観形成重点基準を定めています。



景観展望地点から見える位置に掲出物は設置しない。

空調機は、景観展望地点から見えない位置に設置する。屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、景観展望地点から見えない位置に設置する。

通りに面する壁面の位置は、隣接する建物の壁面に揃える。

佐用川に面する壁面の位置は、石垣及び隣接する建物の壁面に揃える。

階数は2階以下とする。

外壁の一階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗とする。通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗とする。

ただし、現況が土壁の部分はその仕上げを優先す

土壁、板張り、漆喰塗とする。

建具は木製とする。

門、塀を設置する場合は、外壁に準じた材料、色彩とする。

野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理を行う。

凡例

重点区域全域

景観展望地点から見える建築物

■ 自動販売機のイメージ



道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。

企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。

建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。

周辺景観との調和に配慮した意匠、材料、色彩の囲いや覆いを設けるなど修景を図る。

補 足

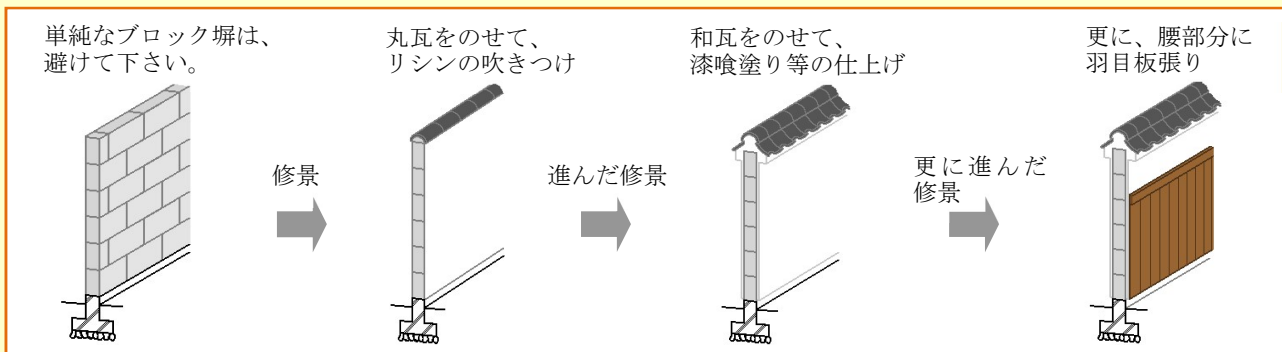
○「通り」における基準の適用範囲について

- ・「通り」とは、前面道路ではなく、ここでは「町家景観通り」、「川端景観通り」を指します。
- ・通りに面する建築物等について基準が適用されます。
- ・通りから見える壁面や開口部は、当該通りの「外壁」や「建具」の基準が適用されます。見えない部分は、原則、指定区域全域、町家景観形成ゾーンの基準が適用されます。

○通りに調和した門塀について

町家景観の特徴は、道路に面して連続して建物が建ち並んでいることです。この連続性を維持するため、道路に面して空地を設ける場合は町並みに調和した門や塀の設置を求めています。

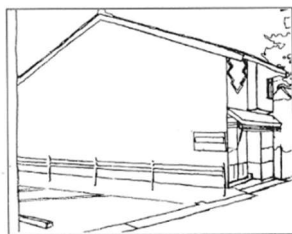
有馬・姫路道景観通りや東條道景観通りに調和した意匠としては、下図のような修景が考えられます。また、板塀などの伝統的な意匠を用いることで、町並みとの調和を図ることができます。



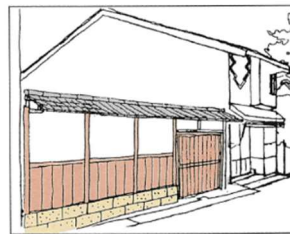
○空地の景観への配慮について

町並み景観の形成は、隣接する建築物の壁面等が連続性を保つことが基本となります。土地利用上の理由から空地となる場合や、やむを得ず連続性を保つことができない場合には、もとの壁面位置に塀や垣・さく等を設置する等の方法により町並みの連続性を損なわないようにする基準を定めています。

空地の景観配慮のイメージ



町並みの連なりが途切れて旧街道沿いの雰囲気損ねている



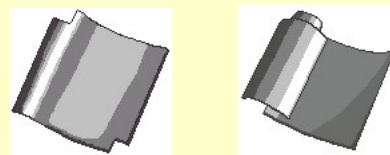
塀の設置により町並みの連続性を保つ

- ・伝統的な意匠・色彩の塀を設けることで、町並みとの連続性を保つことができる。
- ・現代的な意匠・素材を用いる場合でも、例えば格子をイメージさせる意匠を用いるなどにより、できるだけ周辺との調和に配慮することが求められる。

○「屋根・庇の形態・意匠における周囲の伝統的な建築物との調和」について

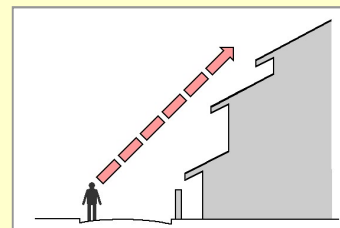
周辺の伝統的な建築物と調和させた、「和瓦葺き」とするよう努めてください。屋根葺き材は棧瓦か本瓦葺きとし、1階部分に軒の出が十分な下屋、庇をできるだけ設け、屋根勾配や軒先の位置は周辺の伝統的な建築物との連続性に配慮した計画としてください。

「和瓦葺き」とは、棧瓦又は本瓦のことをいいます。



○建物の高さについて

通り沿いの町家は2階建て以下になっています。このため、原則は2階建てとすることを求めますが、やむを得ず3階建てにするときは、右図のように3階壁面を後退することにより、通りから見えにくくなるよう配慮してください。



○建築設備の景観への配慮について

通り沿いの景観について、空調設備等の建築設備は原則として通りから見えにくい位置に設置することになっていますが、どうしても無理な場合は、伝統的な意匠に近い意匠や色彩とするなどの配慮をした目隠しを設けてください。



○マンセル表色系について

兵庫県の景観形成基準等では、色彩に関する基準の中でJ I Sによるマンセル表色系を採用しています。

図①は、このマンセル表色系を立体的に表したもので、中心に黒から白までの色味の濃い無彩色の柱があり、それを取り囲んで、赤・黄・緑・・・等、各色味の環があります。

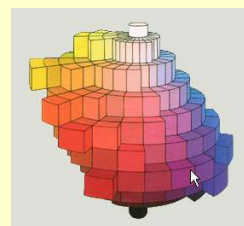


10YR 4/4
(色相) (明度) (彩度)

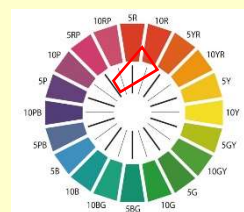
この色をマンセル表色系で表わすと次のようになります。

○まず色相（色味）は

図②は図①の色立体を真上から見たときの色の並びを示しており、これを見ると、色相は10YR (YR=黄赤系)であることがわかります。



図① 色立体

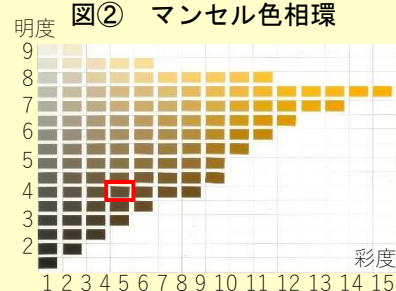


図② マンセル色相環

この色を右図のマンセル表色系で表すと 10YR 4/4 であることがわかります。

○次に明度（明るさ）は

図③は図①の色立体を 10YR の位置で縦に切ったもので、縦軸を明度、横軸を彩度として、色相 10YR の色が並んでいます。これでみると明度は4であることがわかります。



図③ 10YR

注意

印刷によっては実際のマンセル色票と色が異なる場合があります。

詳しくは中播磨県民局まちづくり建築第1・2課にある「マンセルブック」で確認してください。

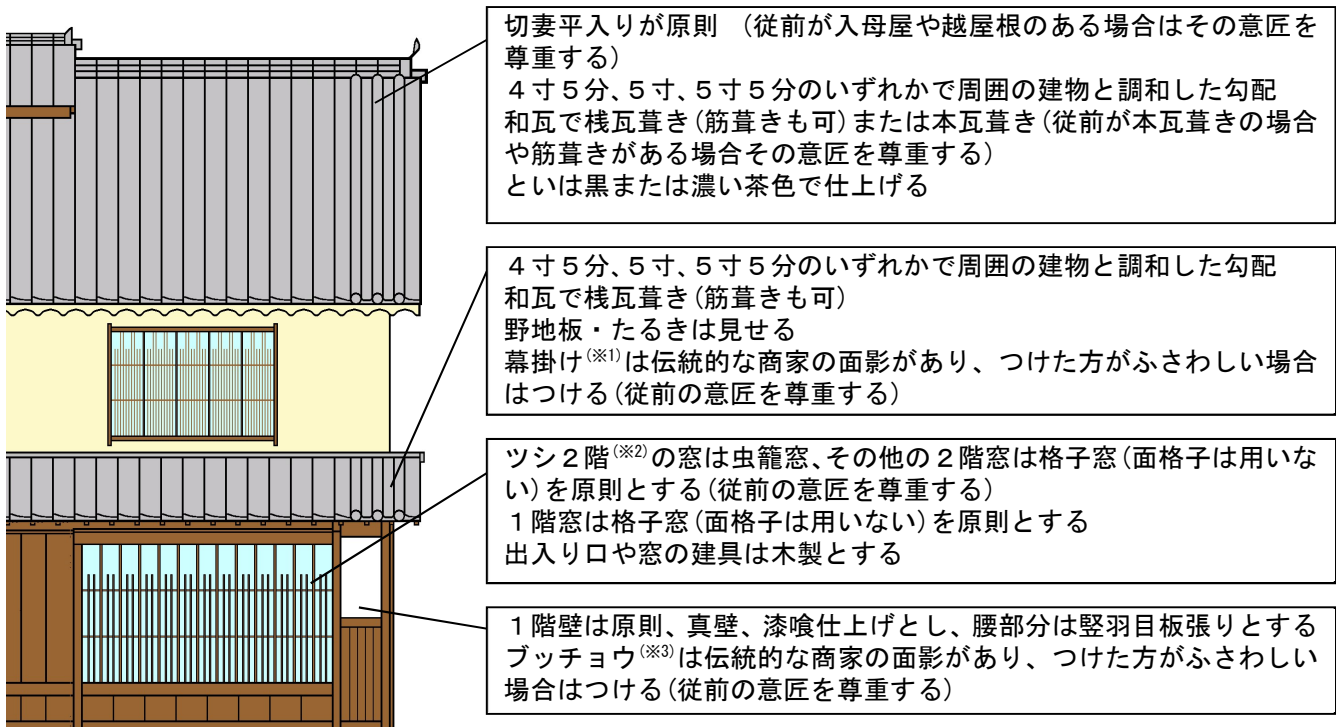
○最後に彩度（あざやかさ）は

同じく図③でみると彩度は4であることがわかります。

ここでは、播州系と作州系のそれぞれの意匠について、詳しく解説します。

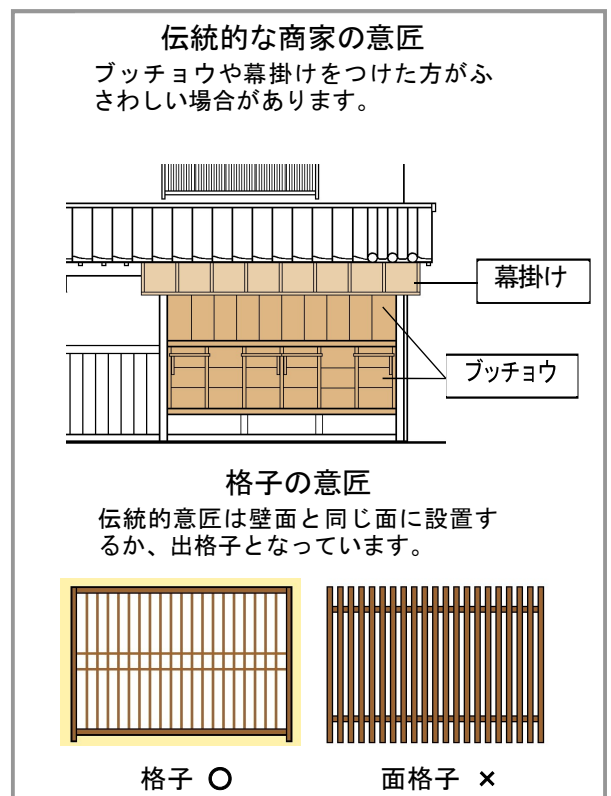
町家修景指針を参考に景観形成基準から一歩進んだ配慮をすることにより、より質の高い景観を創出することができます。

(1) 「播州系」と「作州系」の町家に共通した意匠



用水溝の蓋がけは最小限とし、できるだけ水の流が見えるようにする

- ※1 幕掛けとは、下屋の出桁の下に架け渡される幕をかけるための材のこと。
- ※2 ツシ2階とは、軒高が低い町家の表側の屋根裏空間。天井高が低く、物置などにされることが多い。
- ※3 ブッチョウとは、ミセの軒下にしつらえられた縁台と蔀戸を組み合わせた建具で、普段使わないときは引き上げて収納するようになっている。



(2) 播州系町家の意匠

播州系の町家にのみ用いられている意匠は次のとおりです。



軒裏は2階壁面が大壁の場合は壁と同じ仕上げで塗りごめ、真壁の場合は塗りごめない

2階壁面はツシ2階の場合は大壁、本2階で階高の高い場合は真壁で漆喰塗り仕上げ
2階壁腰部分は壁仕上げと同じ仕上げ
袖卯建はつけない

下屋に持ち送りをを用いる場合は、従前の意匠を尊重する

1階格子の縁下は、ささら子下見板張り、豎羽目板張り、または一枚板のはめ込みとする

(3) 作州系町家の意匠

作州系の町家にのみ用いられている意匠は次のとおりです。



軒裏は、2階壁面が大壁の場合は壁と同じ仕上げでたるきの形を角形に塗りごめ、真壁の場合は袖卯建より外側を塗りごめて他は塗りごめない

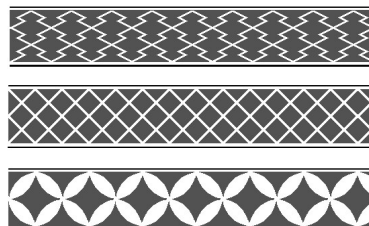
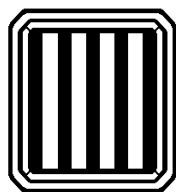
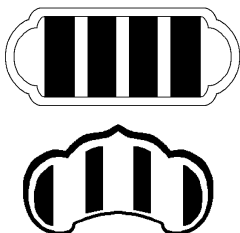
2階壁面は大壁または真壁で漆喰塗り仕上げ
2階壁腰部分はなまこ壁をつける(意匠は従前のものを尊重する)
袖卯建はつける(意匠は従前のものを尊重する)

下屋に持ち送りをつけない

1階格子が出格子の場合は、縁下に板を張らない
平格子の場合は、豎羽目板張りまたは一枚板をはめ込むこと

(4) 平福の伝統的な意匠

虫籠窓、袖卯建やなまこ壁などの鰻細工や持ち送りは特徴的な意匠となっている場合があるので、従前の意匠を参考に修景すると、元の景観を保つことができます。

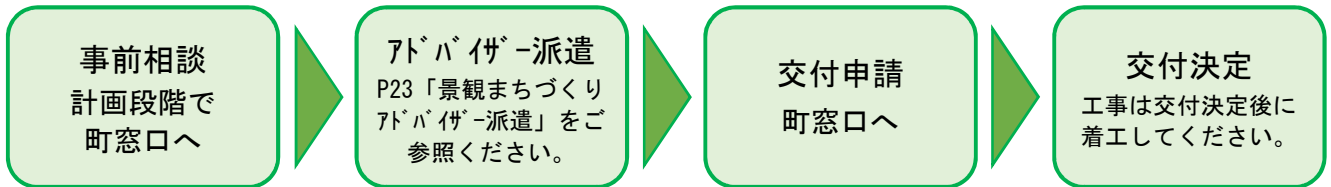


地区内の虫籠窓・なまこ壁・持ち送りの伝統的意匠の例

(1) 景観形成支援事業の概要

〈景観まちづくりのお手伝い〉

兵庫県では、住民の方々が自ら実施する良好な景観の形成に資する取組について、(公財)兵庫県まちづくり技術センターを通じて、支援しています。



お問い合わせ先

○佐用町企画防災課

TEL 0790-82-0664

○(公財)兵庫県まちづくり技術センターまちづくり推進部まち計画課

TEL 078-367-1263

(2) 景観形成地区等における支援メニュー

伝統的工法・意匠による歴史的景観の形成に資する修景工事費（設計費含む）が対象です。

助成の範囲は、不特定多数の方が通行する建物前面の通りや眺望点から見える部分で、景観形成基準への適合が求められる部分となります。

対象区域	助成対象	助成率	助成限度額 ^{※1}	
歴史的景観形成地区	建築物の修景工事費	1/3	150 (330 ^{※2})	
	共同施設の整備費	1/3		60
	屋外広告物の整備費	1/4		10
	自動販売機の修景工事費	1/3		30
景観形成重点区域	建築物の修景工事費	1/2	500	
	共同施設の整備費			90
	屋外広告物の整備費			20
	自動販売機の修景工事費			45

※1 一敷地あたりの限度額とする。

※2 括弧内は、景観形成基準を遵守したもの等で「景観形成支援事業評価・助言委員会」の審査で妥当と判断されたものの上限額

[注意] 景観形成基準を遵守し、伝統的工法・材料を採用するなど一般的な工事よりも費用負担が大きい工事に対して助成するものです。
従って、色彩や勾配屋根など特別な経費負担を要しない場合は助成対象になりません。

○景観まちづくりアドバイザー派遣

建築物等の修景や地区の景観まちづくりに関するアドバイス等のため、(公財)まちづくり技術センターに登録されている専門家を派遣します。

[注意] 町家景観通り、川端景観通りなど歴史的景観の核となる重要な場所における修景工事については、原則、景観まちづくりアドバイザー派遣を受けることが助成の要件になります。なお、以下に該当する場合は派遣の対象外です。

- ①景観まちづくりアドバイザーが設計・工事監理する修景工事
- ②ヘリテージマネージャーなど伝統的な建物に詳しい専門家が設計・工事監理する修景工事
- ③屋根の補修・葺替や外壁の塗り替えによる修景工事
- ④被災により緊急を要する補修に伴う修景工事

○景観まちづくり活動助成

助成対象経費	助成率	助成限度額 (万円)
目標を達成するための活動計画に基づいて行われる活動に係る経費 (1)団体の活動として行う研修等に要する経費 (2)景観形成に関する調査・研究等に要する経費 (3)団体の活動を地区住民等に周知するための広報等に要する経費 (4)地区住民等の意向調査及び合意形成、意識啓発に要する経費 (5)集会・会議等の開催に要する経費	3/4	15

～このような場合にも活用できます～

例1 景観形成地区内で、今後、住民同士で景観形成推進に向けた勉強会を開催したい場合

→景観まちづくり活動助成及び景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。
 地区内で住民団体等が景観形成に向けて実施する住民への意識啓発のための広報や研修、会議等の活動経費について、3/4 かつ上限 15 万円の助成を受けることができます。さらに活動内容や組織運営、合意形成等について専門家のアドバイスを受けることができます。

例2 景観形成地区内で、建築物を伝統的な意匠に改修したいがどうすればよいか分からない場合

→修景助成の活用に関係なく、景観まちづくりアドバイザー派遣が利用できます。
 専門家による建築物等の修景に関する個別相談を受け、修景に対するアドバイスを受けることができます。

○建築物等の届出

景観形成地区において、以下に該当する行為を行う場合には、景観の形成等に関する条例に基づく届出の手続きが必要です。

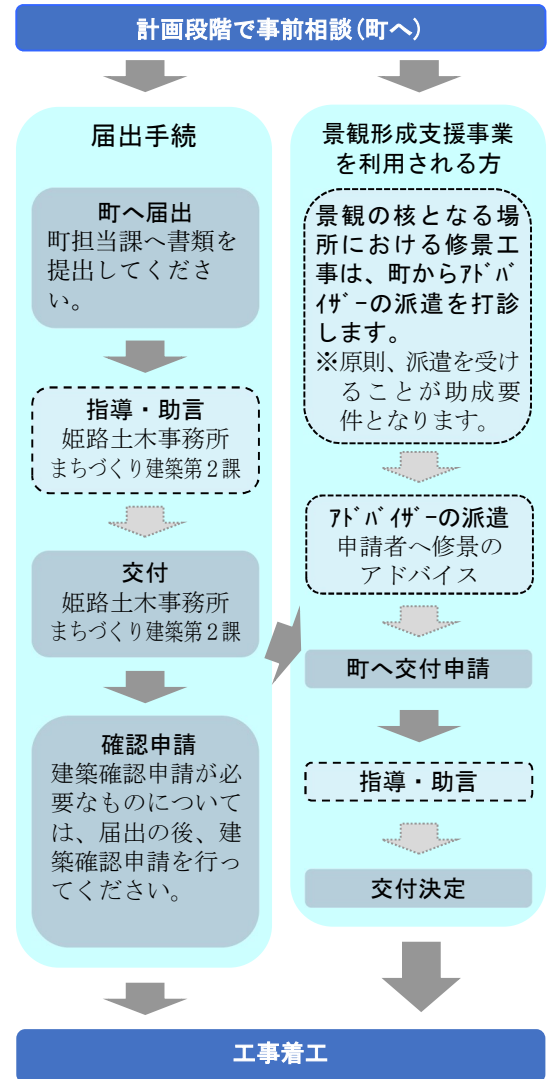
〈届出対象行為〉

景観形成地区内の建築物または工作物の新築・改築・増築・移転、大規模な修繕・大規模な模様替え、外観の過半にわたる色彩または意匠の変更、屋外における自動販売機の設置。

〔届出添付書類〕 正本1部、副本2部提出してください。

届出添付図書の種類	縮尺	明示すべき事項
付近見取図	1/2,500以上	方位、道路及び目標となる地物
配置図	1/200以上	
各階の平面図	1/200以上	
各面の立面図	1/200以上	主要部分の材料の種別、仕上げ方法及び色彩
主要部の2面以上の断面図	1/200以上	
外構平面図	1/200以上	門、垣、塀、擁壁、植栽等の敷地内の外部構成
敷地周辺状況カラー写真		
完成予想図カラー写真		
協議書、予測書又は評価書		
知事が特に必要と認める図書		自己評価書

- 備考 1 各階の平面図及び主要部2面以上の断面図は、建築物等の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行うときに添付すること。
- 2 敷地周辺状況カラー写真及び完成予想図カラー写真は、条例の規定による協議をしない場合で大規模建築物等の新築、改築又は増築を行う場合のみ添付すること。
- 3 協議書、予測書又は評価書は、条例の規定による協議をした場合に添付すること。
- 4 届け出た内容又は通知した内容を変更するときは、当該変更に係る図書のみを添付すること。



屋外広告物の許可申請

広告板、広告塔、立看板、はり紙、ポスター、建築物の壁面利用広告物など、屋外で一定期間継続して表示される屋外広告物には屋外広告物条例に基づく許可申請が必要な場合があります。詳しくは佐用町建設課にお問い合わせください。

お問い合わせ先

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| ○兵庫県中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築第2課 | TEL 079-281-9061 |
| ○佐用町企画防災課（景観関係） | TEL 0790-82-0664 |
| ○佐用町建設課（屋外広告物関係） | TEL 0790-82-2019 |
| ○（公財）兵庫県まちづくり技術センターまちづくり推進部まち計画課 | TEL 078-367-1263 |

景観の形成等に関する条例（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、優れた景観を創造し、又は保全するとともに、大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観に影響を及ぼす行為の届出等に関して必要な事項を定め、もつて魅力あるまちづくりと文化的な県民生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観の形成 優れた景観の創造又は保全をいう。
- (2) 広域景観の形成 景観の形成のうち、複数の市町の区域に広がる優れた景観の創造又は保全をいう。
- (3) 星空景観の形成 景観の形成のうち、美しい星空の景観の創造又は保全をいう
- (4) 建築物等 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）及び工作物（同法第88条第1項に規定するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）をいう。ただし、第21条の10第1項の規定により指定された景観形成重要建造物であるものを除く。
- (5) 大規模建築物等 次に掲げる建築物等（特定建築物等を除く。）をいう。

ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び田園住居地域を除く区域 建築物で、高さが15メートルを超え、若しくは建築面積が1,000平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが15メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが10メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が15メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの

イ アに掲げる区域以外の区域 建築物で、高さが12メートルを超え、若しくは建築面積が500平方メートルを超えるもの又は工作物で、高さが12メートル（当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル）を超え、若しくはその敷地の用に供する土地の面積が500平方メートルを超えるもの

- (6) 特定建築物等 次に掲げる建築物等をいう。

ア 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する建築物等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和39年兵庫県条例第55号）第2条第4号に規定する第4種地域内の建築物等を除く。イにおいて同じ。）で、延べ面積（当該旅館・ホテル営業の用に供する部分に限る。）が500平方メートル以上又は客室数が10室以上であるもの

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号に掲げる営業の用に供する建築物等で、延べ面積（当該営業の用に供する部分に限る。）が200平方メートル以上又は設置するぱちんこ遊技機若しくは回胴式遊技機の台数が100台以上であるもの

ウ 発電用風力設備で、高さが31メートル（当該発電用風力設備が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの

エ 観覧車で、高さが31メートル（当該観覧車が、建築物等と一体となって設置される場合にあつては、その高さが20メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が31メートル）を超えるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、景観に及ぼす影響が著しく大きいものとして規則で定める建築物等

（県の責務）

第3条 県は、景観の形成等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する景観の形成等に関する施策及び県民又は事業者が行う自主的な景観の形成等に関する活動を支援し、かつ、その総合調整を図るものとする。

2 県は、公共の用に供する施設の景観に及ぼす影響が大きいことを認識し、自ら率先して景観の形成等を図るものとする。

（市町の責務）

第4条 市町は、当該地域の景観の形成等に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する景観の形成等に関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第5条 県民は、建築物等の新築その他の自己の行為が地域の景観に深いかわりを持つことを認識し、自ら進んで景観の形成等に努めるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動の景観に及ぼす影響を考慮し、その責任において景観の形成等を図るために必要な措置を講ずるとともに、県及び市町が実施する景観の形成等のための施策に協力しなければならない。

（景観形成等基本方針）

第7条 県は、景観の形成及び大規模建築物等その他の建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成等基本方針を定めるものとする。

2 知事は、前項の景観形成等基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

（地域景観形成等基本計画）

第7条の2 知事は、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「地域景観形成等基本計画」という。）を定めることができる。

2 地域景観形成等基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 地域景観形成等基本計画の区域
- (2) 地域景観形成等基本計画の目標
- (3) 前号の目標を達成するために必要な景観の形成等に係る施策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、景観の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地域景観形成等基本計画を定めるに当たっては、前条第1項の景観形成等基本方針との整合を図るものとする。

4 知事は、地域景観形成等基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

5 市町長は、必要があると認めるときは、地域景観形成等基本計画の変更を要請することができる。

6 前条第2項の規定は、第1項の規定による決定について、第4項及び前条第2項の規定は、地域景観形成等基本計画の変更について準用する。

第2章 景観形成地区

（指定）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要がある区域（当該区域が1の市町の区域に存するものに限る。）を、それぞれ当該各号に定める景観形成地区として指定することができる。

- (1) 伝統的な建造物又は集落が周辺の環境と一体をなしている区域 歴史的景観形成地区
- (2) 良好な環境を有する住宅街等の区域又は新都市の建設、都市の再開発等により新たに住宅街等が整備される区域 住宅街等景観形成地区
- (3) 駅前、官公庁施設の周辺等で、その地域の中心としての役割を

果たしている市街地の区域 まちなか景観形成地区

(4) 国道、県道等の沿道の区域 沿道景観形成地区

- 2 市町長は、前項各号のいずれかに該当する区域のうち、景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成地区の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成地区に指定するものとする。
- 4 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該景観形成地区の指定の案を、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。ただし、指定しようとする区域が第2項に係るものであるときは、関係市町長の意見を聴くことを要しない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、当該景観形成地区の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された景観形成地区の指定の案について、知事に意見書を提出することができる。
- 6 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 7 知事は、前項の規定により、景観形成地区の指定の案について、審議会の意見を聴こうとするときは、第5項の規定により提出された意見書の要旨を、審議会に提出するものとする。
- 8 知事は、景観形成地区を指定したときは、その旨を告示するとともに、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。
- 9 第2項及び第4項から前項までの規定は、景観形成地区の変更について準用する。

(景観形成基準)

- 第9条 知事は、景観形成地区を指定しようとするときは、当該景観形成地区について、景観形成基準を定めるものとする。
- 2 前項の景観形成基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成地区における景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。
 - (1) 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
 - (2) 広告物等(屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)第1条に規定する広告物等をいう。以下同じ。)の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法
 - (3) 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法
 - (4) その他景観の形成を図るために必要な事項
- 3 前条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成基準の決定及び変更について準用する。

(行為の届出)

- 第10条 歴史的景観形成地区又は住宅街等景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
 - (1) 建築物等(特定建築物等を除く。以下この条及び第13条において同じ。)の新築、改築、増築又は移転(建築基準法第6条第1項に規定する確認を必要とする行為その他規則で定める行為に限る。次号において同じ。)
 - (2) 建築物等の大規模な修繕又は大規模な模様替え
 - (3) 建築物等の外観の過半にわたる色彩又は意匠の変更(前2号に該当する行為を除く。)
 - (4) 屋外における自動販売機の設置
- 2 まちなか景観形成地区内において、次に掲げる建築物等に係る前項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
 - (1) 建築物で、高さが12メートルを超え、又は建築面積が800平方メートルを超えるもの
 - (2) 工作物で、高さが12メートル(当該工作物が、建築物等と一体となって設置される場合にあっては、その高さが8メートルを超え、かつ、当該建築物等の高さとの合計が12メートル)を超え、又はその敷地の用に供する土地の面積が800平方メートルを超えるもの

- 3 沿道景観形成地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容を知事に届け出なければならない。
 - (1) 広告物等の表示又は設置(法令の規定によりする行為その他規則で定める行為を除く。第17条第5号において同じ。)
 - (2) 屋外における自動販売機の設置

(景観に及ぼす影響に関する協議)

- 第11条 景観形成地区(沿道景観形成地区を除く。)内において、規則で定める景観に及ぼす影響の大きい大規模建築物等に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をしようとする者は、同項又は同条第2項の規定による届出又は第14条第1項の規定による通知の前に、当該行為が景観に及ぼす影響に関して知事に協議しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による協議があった場合において、必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、当該行為が景観に及ぼす影響に関する調査、予測又は評価を行うことを求めることができる。

(指導又は助言)

- 第12条 知事は、第10条各項の規定による届出があった場合において、届出に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

- 第12条の2 知事は、第10条各項の規定による届出をした者が正当な理由なく前条の指導に従わないときは、当該者に対し、当該行為の内容を景観形成基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

(建築物等その他の物件に係る要請)

- 第13条 知事は、景観形成地区内において、現に存する建築物等、広告物等又は自動販売機(以下「建築物等その他の物件」という。)が景観形成基準に著しく適合しないと認めるときは、当該建築物等その他の物件の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)に対し、必要な要請をすることができる。
- 2 知事は、前項の規定により要請をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(国等に関する特例)

- 第14条 景観形成地区内において、国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う第10条各項に規定する行為については、これらの規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、その行為をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、通知に係る行為が景観形成基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請をすることができる。

第3章の2 景観形成重点区域

(指定)

- 第20条の4 知事は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要がある区域を、景観形成重点区域として指定することができる。
- 2 市町長は、景観形成地区又は広域景観形成地域内の特に景観の形成を図る必要があると認める区域については、景観形成重点区域の指定を要請することができる。
- 3 知事は、前項の規定により要請のあった区域が、特に景観の形成を図る必要があると認めるときは、当該区域を景観形成重点区域に指定するものとする。
- 4 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項又は前項の規定による指定について、第2項及び第8条第4項から第8項までの規定は、景観形成重点区域の変更について準用する。

(景観形成重点基準)

- 第20条の5 知事は、景観形成重点区域を指定しようとするときは、当該景観形成重点区域について、景観形成重点基準を定めるものとする。

2 前項の景観形成重点基準には、次に掲げる事項のうち、当該景観形成重点区域において特に景観の形成を図るために知事が必要と認める事項を定めるものとする。

(1) 景観展望地点(当該景観形成重点区域の優れた景観を展望することができる地点をいう。)に関する事項

(2) 当該景観形成重点区域が景観形成地区内の区域である場合 次に掲げる事項

ア 建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩
イ 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法

ウ 屋外に設置する自動販売機の位置、意匠、色彩その他設置の方法

(3) 当該景観形成重点区域が広域景観形成地域内の区域である場合 次に掲げる事項

ア 大規模建築物等の敷地内における位置、規模、意匠、材料又は色彩

イ 広告物等の位置、意匠、材料、色彩、形状、面積その他表示又は設置の方法

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に景観の形成を図るために必要な事項

3 第8条第4項から第8項までの規定は、第1項の景観形成重点基準の決定及び変更について準用する。

(読替規定)

第20条の6 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「景観形成基準」とあるのは、「景観形成重点基準」とする。

(1) 第10条各項の規定による届出が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第12条及び第12条の2第1項

(2) 第13条第1項の規定による要請が景観形成重点区域内の建築物等その他の物件に係るものである場合 同項

(3) 第14条第1項の規定による通知が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 同条第2項

2 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「広域景観形成基準」とあるのは、「景観形成重点基準」とする。

(1) 第17条の規定による届出が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第19条及び第19条の2第1項

(2) 第20条第1項の規定による要請が景観形成重点区域内の大規模建築物等又は広告物等に係るものである場合 同項

(3) 第20条の3の規定により準用する第14条第1項の規定による通知が景観形成重点区域内における行為に係るものである場合 第20条の3の規定により準用する第14条第2項

(改善命令)

第20条の7 知事は、前条第1項の規定により読み替えられた第12条の2第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

2 知事は、前条第2項の規定により読み替えられた第19条の2第1項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 知事は、前2項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(立入検査等)

第21条 知事は、第20条の6第1項の規定により読み替えられた第12条及び第12条の2並びに前条(第2項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の建築物等その他の物件の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に建築物等その他の物件の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、第20条の6第2項の規定により読み替えられた第19条及び第19条の2並びに前条(第1項を除く。)の規定の施行に必要な限度において、景観形成重点区域内の大規模建築物等若しくは広告物等の所有者等に対して報告を求め、又は当該職員に大規模建築物等若しくは広告物等の存する土地に立ち入り、その状況を検査させ、若しく

は関係者に質問させることができる。

3 当該職員は、前2項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 罰則

(罰則)

第33条 第20条の7第1項若しくは第2項、第21条の6第1項、第21条の18第1項又は第27条の2の5第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第34条 略

第35条 第10条第1項から第3項まで、第17条、第21条の7、第21条の12、第23条又は第27条の2の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第36条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第33条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

景観の形成等に関する条例施行規則(抜粋)

(行為の届出)

第5条 条例第10条各項の規定による届出をしようとする者は、建築等(変更)届出書(様式第1号。以下この条において「届出書」という。)に、別表第1の左欄に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる図書を添付して、これを知事に提出しなければならない。届け出た内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 都市計画法第59条第4項の規定により都市計画事業を施行しようとする者が、当該都市計画事業の認可の申請書と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該届出書に添付する図書の全部又は一部を省略することができる。都市再開発法(昭和44年法律第38号)その他の法令の規定により都市計画事業の認可を受けたものとみなされる手続と併せて届出書を提出する場合で、知事が特に必要がないと認めるときも、同様とする。

3 届出書は、届出に係る行為が建築基準法第6条第1項に規定する確認を要する行為である場合には、当該確認の申請前に、提出しなければならない。

兵庫県まちづくり部都市政策課（景観行政担当）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

TEL 078-341-7711(代表)

兵庫県中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築第2課

姫路市北条1丁目98

TEL 079-281-9061

佐用町企画防災課

佐用郡佐用町佐用2611-1

TEL 0790-82-0664